

評価方法基準改正案 新旧対照条文

評価方法基準（平成13年国土交通省告示第1347号）

改 正 案	現 行 告 示
<p>第1～第3 （略）</p> <p>第4 評価の方法の基準（総則）</p> <p>1 （略）</p> <p>2 新築住宅に係る建設住宅性能評価</p> <p>新築住宅に係る建設住宅性能評価は、次に定めるところにより行う。ただし、6-3については、次の(6)は適用しない。</p> <p>(1) （略）</p> <p>(2) 建設住宅性能評価における検査を行うべき時期は、次に掲げる住宅の規模に応じ、それぞれ次に掲げる時期とする。ただし、6-3については、居室の内装仕上げ工事(造付け家具の取付けその他これに類する工事を含む。)の完了後（造付け家具以外の家具その他の物品が室内に搬入される前に限る。）とする。</p> <p>イ （略）</p> <p>ロ 階数が4以上（地階を含む。）の建築物である住宅 基礎配筋工事の完了時、最下階から数えて2階及び3に7の自然数倍を加えた階の床の躯体工事の完了時、屋根工事の完了時、下地張りの直前の工事の完了時及び竣工時とする。ただし、建築基準法（昭和25年法律第201号）第7条の3第1項又は第7条の4第1項の規定により同法第7条の3第1項各号に規定する特定工程に係る検査（床の躯体工事の完了時に行われるものに限る。以下このロにおいて同じ。）が行われる場合にあって</p>	<p>第1～第3 （略）</p> <p>第4 評価の方法の基準（総則）</p> <p>1 （略）</p> <p>2 新築住宅に係る建設住宅性能評価</p> <p>新築住宅に係る建設住宅性能評価は、次に定めるところにより行う。ただし、6-3については、次の(6)は適用しない。</p> <p>(1) （略）</p> <p>(2) 建設住宅性能評価における検査を行うべき時期は、次に掲げる住宅の規模に応じ、それぞれ次に掲げる時期とする。ただし、6-3については、居室の内装仕上げ工事(造付け家具の取付けその他これに類する工事を含む。)の完了後（造付け家具以外の家具その他の物品が室内に搬入される前に限る。）とする。</p> <p>イ （略）</p> <p>ロ 階数が4以上（地階を含む。）の建築物である住宅 基礎配筋工事の完了時、最下階から数えて2階及び3に7の自然数倍を加えた階の床の躯体工事の完了時、屋根工事の完了時、下地張りの直前の工事の完了時及び竣工時とする。ただし、建築基準法（昭和25年法律第201号）第7条の3第2項又は第7条の4第1項の規定により同法第7条の3第1項に規定する特定工程に係る検査（床の躯体工事の完了時に行われるものに限る。以下このロにおいて同じ。）が行われる場合にあって</p>

っては、床の躯体工事の完了時に行う検査は、直近の特定工程に係る検査と同じ時期とすることができる。

(3) ～(7) (略)

3 (略)

第5 評価の方法の基準（性能表示事項別）

1 構造の安定に関すること

1-1 耐震等級（構造躯体の倒壊等防止）

(1) (略)

(2) 基本原則

イ 定義

① (略)

② 「極めて稀に発生する地震による力」とは、令第82条の5第5号に規定する地震力に相当する力をいう。

ロ (略)

(3) 評価基準（新築住宅）

評価対象建築物のうち建築基準法第20条第1号に規定する建築物以外の評価対象建築物について、次のイからトまでのいずれかに定めるところにより各等級への適合判定（ある等級に要求される水準を満たしているか否かを判断することをいう。以下同じ。）を行うこと。この場合において、構造計算を行う場合には、平成19年国土交通省告示第592号の規定によること。ただし、建築基準法第20条各号に定める基準に適合している評価対象建築物は、等級1を満たすものとする。また、一の評価対象建築物について、階、方向又は部分により等級が異なる場合においては、それぞれの等級のうち、最も低いものを当該評価対象建築物の等級とすること。

イ 限界耐力計算による場合

次の①から③まで（等級1への適合判定にあつては②及び③）に掲げる基準に適合していること。

は、床の躯体工事の完了時に行う検査は、直近の特定工程に係る検査と同じ時期とすることができる。

(3) ～(7) (略)

3 (略)

第5 評価の方法の基準（性能表示事項別）

1 構造の安定に関すること

1-1 耐震等級（構造躯体の倒壊等防止）

(1) (略)

(2) 基本原則

イ 定義

① (略)

② 「極めて稀に発生する地震による力」とは、令第82条の6第5号に規定する地震力に相当する力をいう。

ロ (略)

(3) 評価基準（新築住宅）

評価対象建築物のうち令第36条第3項に規定する超高層建築物（以下単に「超高層建築物」という。）以外の評価対象建築物について、次のイからトまでのいずれかに定めるところにより各等級への適合判定（ある等級に要求される水準を満たしているか否かを判断することをいう。以下同じ。）を行うこと。ただし、建築基準法第20条各号に定める基準に適合している評価対象建築物は、等級1を満たすものとする。また、一の評価対象建築物について、階、方向又は部分により等級が異なる場合においては、それぞれの等級のうち、最も低いものを当該評価対象建築物の等級とすること。

イ 限界耐力計算による場合

次の①から③まで（等級1への適合判定にあつては②及び③）に掲げる基準に適合していること。

① 令第 82 条の 5 第 5 号に定めるところによりする構造計算によって確かめられる安全性を有すること。この場合において、同号中「当該地震力」とあるのは「当該地震力に評価方法基準第 5 の 1 - 1 (2)ロ②の表の(い)項に掲げる等級に応じ(ろ)項に掲げる数値以上の倍率(以下 1-1 において「耐震等級 (倒壊等防止) に応じた倍率」という。) を乗じた地震力」とし、平成 12 年建設省告示第 1457 号第 7 第 4 項第 1 号中「0.3」とあるのは「0.3 に耐震等級 (倒壊等防止) に応じた倍率を乗じた数値」とする。

② 令第 82 条の 5 第 1 号から第 5 号まで (①に基づく構造計算によって同条第 5 号に基づく構造計算と同等の安全さが確かめられた場合にあつては、同条第 1 号から第 4 号まで) に定めるところによりする構造計算によって確かめられる安全性を有すること。

③ 令第 36 条第 1 項に規定する耐久性等関係規定 (令第 39 条第 1 項及び第 70 条の規定を除く。以下単に「耐久性等関係規定」という。) に適合していること。

□ 保有水平耐力計算等による場合

次の①から③まで (等級 1 への適合判定にあつては②及び③) に掲げる基準に適合していること。

① 評価対象建築物の地上部分について、次の a 又は b のいずれかに適合し、かつ、次の c に適合している場合を除いては、令第 82 条の 3 第 1 号の規定によって計算した各階の水平力に対する耐力が、同条第 2 号の規定によって計算した必要保有水平耐力に耐震等級 (倒壊等防止) に応じた倍率を乗じて得た数値以上であること。この場合において、平成 19 年国土交通省告示第 594 号第 4 第 3 号ロ(1)中「地震時に柱の脚部に生ずる力」とあるのは「地震時に柱の脚部に生ずる力に耐震等級 (倒壊等防止) に応じた倍率を乗じた力」とし、同告示第 4 第 4 号の表は、K の数値に耐震等級 (倒壊等防止) に応じた倍率を乗じて適用するものとし、同告示第 4 第 5 号イ中「0.3」とあるのは「0.3 に耐震等級 (倒壊等防止) に応じた倍率を乗じた数値」とする。

① 令第 82 条の 6 第 5 号に定めるところによりする構造計算によって確かめられる安全性を有すること。この場合において、同号中「当該地震力」とあるのは「当該地震力に評価方法基準第 5 の 1 - 1 (2)ロ②の表の(い)項に掲げる等級に応じ(ろ)項に掲げる数値以上の倍率を乗じた地震力」とする。

② 令第 82 条の 6 第 1 号から第 5 号まで (①に基づく構造計算によって同条第 5 号に基づく構造計算と同等の安全さが確かめられた場合にあつては、同条第 1 号から第 4 号まで) に定めるところによりする構造計算によって確かめられる安全性を有すること。

③ 令第 36 条第 2 項第 2 号に規定する耐久性等関係規定 (令第 39 条第 1 項及び第 70 条の規定を除く。以下単に「耐久性等関係規定」という。) に適合していること。

□ 許容応力度等計算による場合

次の①から③まで (等級 1 への適合判定にあつては②及び③) に掲げる基準に適合していること。

① 評価対象建築物の地上部分について、令第 82 条の 4 第 1 号の規定によって計算した各階の水平力に対する耐力が、同条第 2 号の規定によって計算した必要保有水平耐力に評価方法基準第 5 の 1 - 1 (2)ロ②の表の(い)項に掲げる等級に応じ(ろ)項に掲げる数値以上の倍率を乗じて得た数値以上であること。ただし、評価対象建築物の地上部分について、次の a 又は b のいずれかに適合し、かつ、次の c に適合している場合にあつては、この限りでない。

- a 高さ 31m以下の木造の評価対象建築物、鉄骨造の評価対象建築物又は鉄筋コンクリート造等の評価対象建築物（鉄筋コンクリート造若しくは鉄骨鉄筋コンクリート造の評価対象建築物又はこれらの構造を併用する構造の評価対象建築物をいう。以下同じ。）にあっては、昭和 55 年建設省告示第 1791 号第 1 から第 3 まで（第 3 第 3 号を除く。）に定めるところによりする構造計算によって確かめられる安全性を有すること。この場合において、第 1 第 1 号及び第 2 第 1 号中「地震力による応力の数値に」とあるのは「地震力による応力の数値に、耐震等級（倒壊等防止）に応じた倍率及び」とし、第 2 第 3 号中「地震時に当該柱の脚部に生ずる力」とあるのは「地震時に当該柱の脚部に生ずる力に耐震等級（倒壊等防止）に応じた倍率を乗じた力」とし、第 3 第 1 号イ及び第 2 号イに掲げる式は、その右辺に耐震等級（倒壊等防止）に応じた倍率を乗じて適用するものとし、第 3 第 1 号ロ中「当該地震力」とあるのは「当該地震力に耐震等級（倒壊等防止）に応じた倍率を乗じた力」とする。
- b 建築基準法第 20 条第 2 号に掲げる建築物以外の評価対象建築物については、次の(i)から(iv)までのいずれかに適合していること。
- (i) 木造の評価対象建築物にあっては、令第 82 条第 1 号から第 3 号までに定めるところによりする構造計算によって確かめられる安全性を有するものであり、かつ、各階につき張り間方向及びけた行方向の偏心率が 0.3 以下であること。この場合において、同条第 2 号の表は、K の数値に耐震等級（倒壊等防止）に応じた倍率を乗じて適用するものとする。
- (ii) 鉄骨造の評価対象建築物にあっては、令第 82 条の 3 第 1 号及び第 2 号並びに平成 19 年国土交通省告示第 593 号第 1 号イ(3)に定めるところによりする構造計算によって確かめられる安全性を有するものであること。この場合において、同号イ(3)中「○・三」とあるのは「○・四（水平力を負担する筋

- a 高さ 31m以下の木造の評価対象建築物、鉄骨造の評価対象建築物又は鉄筋コンクリート造等の評価対象建築物（鉄筋コンクリート造若しくは鉄骨鉄筋コンクリート造の評価対象建築物又はこれらの構造を併用する構造の評価対象建築物をいう。以下同じ。）にあっては、昭和 55 年建設省告示第 1791 号第 1 から第 3 まで（第 3 第 3 号を除く。）に定めるところによりする構造計算によって確かめられる安全性を有すること。この場合において、第 1 第 1 号及び第 2 第 1 号中「地震力による応力の数値に」とあるのは「地震力による応力の数値に、評価方法基準第 5 の 1-1(2)ロ②の表の(i)項に掲げる等級に応じ(ろ)項に掲げる数値以上の倍率及び」とし、第 3 第 1 号及び第 2 号に掲げる式は、評価方法基準第 5 の 1-1(2)ロ②の表の(i)項に掲げる等級に応じ、その右辺に(ろ)項に掲げる数値以上の倍率を乗じて適用するものとする。
- b 令第 82 条の 2 に規定する特定建築物以外の評価対象建築物については、次の(i)から(iv)までのいずれかに適合していること。
- (i) 木造の評価対象建築物にあっては、令第 82 条第 1 号から第 3 号までに定めるところによりする構造計算によって確かめられる安全性を有するものであり、かつ、各階につき張り間方向及びけた行方向の偏心率が 0.3 以下であること。この場合において、同条第 2 号の表は、評価方法基準第 5 の 1-1(2)ロ②の表の(i)項に掲げる等級に応じ、K の数値に(ろ)項に掲げる数値以上の倍率を乗じて適用するものとする。
- (ii) 鉄骨造の評価対象建築物にあっては、令第 82 条の 3 第 1 号及び第 2 号並びに昭和 55 年建設省告示第 1790 号第 4 号ホに定めるところによりする構造計算によって確かめられる安全性を有するものであること。この場合において、同号ホの規定中「○・三」とあるのは「○・四（水平力を負担する筋かいを設

かいを設けた階（地階を除く。）を含む評価対象建築物にあっては○・五）に、耐震等級（倒壊等防止）に応じた倍率を乗じて得た数値とし、「地震力によって当該柱に生ずる力」とあるのは「地震力によって当該柱に生ずる力に耐震等級（倒壊等防止）に応じた倍率を乗じた力」とし、「確かめられるもの」とあるのは「確かめられること」とする。

(iii) 鉄筋コンクリート造等の評価対象建築物にあっては、平成19年国土交通省告示第593号第2号イの規定に適合していること。この場合において、同号イ（1）中「適合するもの」とあるのは「適合すること」とし、同号イ（1）に掲げる式は、その右辺に耐震等級（倒壊等防止）に応じた倍率を乗じて適用するものとし、同号（2）中「当該地震力」とあるのは「当該地震力に耐震等級（倒壊等防止）に応じた倍率を乗じた力」とする。

(iv) (略)

c 鉄筋コンクリート造等の評価対象建築物並びに鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造の構造部分を有する階にあっては、令第82条第1号から第3号までに定めるところによりする構造計算によって確かめられる安全性を有するものであること。この場合において、同条第2号の表は、Kの数値に耐震等級（倒壊等防止）に応じた倍率を乗じて適用するものとする。

② 令第3章第8節（令第82条第4号、第82条の4及び第82条の5並びに①に基づく構造計算により同等以上の安全さが確かめられた構造計算に関する規定を除く。）に定める構造計算によって確かめられる安全性を有するものであること。

③ 令第3章第1節から第7節の2までの規定（構造計算の種類に応じて令第36条第2項の規定により適用が除外されるもの並びに令第39条、第60条、第62条の7及び第70条を除き、住宅に関するものに限る。）に適合していること。

けた階（地階を除く。）を含む評価対象建築物にあっては○・五）に、評価方法基準第5の1-1(2)ロ②の表の(イ)項に掲げる等級に応じ、(ロ)項に掲げる数値以上の倍率を乗じて得た数値と、「確かめられるもの」とあるのは「確かめられること」とする。

(iii) 鉄筋コンクリート造等の評価対象建築物にあっては、昭和55年建設省告示第1790号第5号ロの規定に適合していること。この場合において、同号ロの規定中「適合するもの」とあるのは「適合すること」とし、同号ロに掲げる式は、評価方法基準第5の1-1(2)ロ②の表の(イ)項に掲げる等級に応じ、その右辺に(ロ)項に掲げる数値以上の倍率を乗じて適用するものとする。

(iv) (略)

c 鉄筋コンクリート造等の評価対象建築物並びに鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造の構造部分を有する階にあっては、令第82条第1号から第3号までに定めるところによりする構造計算によって確かめられる安全性を有するものであること。この場合において、同条第2号の表は、評価方法基準第5の1-1(2)ロ②の表の(イ)項に掲げる等級に応じ、Kの数値に(ロ)項に掲げる数値以上の倍率を乗じて適用するものとする。

② 令第3章第8節第1款及び第1款の2（令第82条第4号及び第82条の5並びに①に基づく構造計算により同等以上の安全さが確かめられた構造計算に関する規定を除く。）に定めるところによりする構造計算によって確かめられる安全性を有するものであること。

③ 令第3章第1節から第7節の2まで（令第39条、第60条、第62条の7及び第70条を除く。）の規定（住宅に関するものに限る。以下同じ。）に適合していること。

ハ 令第 81 条第 2 項第 1 号ロに規定する国土交通大臣が定める基準に従った構造計算による場合

次の①から③まで（等級 1 への適合判定にあつては②及び③）の規定に適合していること。

- ① プレストレストコンクリート造の評価対象建築物又はプレストレストコンクリート造と鉄筋コンクリート造その他の構造を併用する評価対象建築物（以下「プレストレストコンクリート造等の評価対象建築物」という。）にあつては、昭和 58 年建設省告示第 1320 号（以下②において「告示」という。）第 18 第 5 号に定めるところによりする構造計算によって確かめられる安全性を有すること。この場合において、同号中「当該地震力」とあるのは「当該地震力に耐震等級（倒壊等防止）に応じた倍率を乗じた地震力」とし、平成 12 年建設省告示第 1457 号第 7 第 4 項第 1 号中「0.3」とあるのは「0.3 に耐震等級（倒壊等防止）に応じた倍率を乗じた数値」とする。
- ② プレストレストコンクリート造等の評価対象建築物にあつては、告示第 18 第 1 号から第 5 号まで（①に基づく構造計算によって告示第 18 第 5 号に基づく構造計算と同等の安全さが確かめられた場合にあつては、第 1 号から第 4 号まで）に定めるところによりする構造計算によって確かめられる安全性を有すること。
- ③ （略）

ニ 令第 81 条第 2 項第 1 号イ、同項第 2 号イ又は第 3 項に規定する国土交通大臣が定める基準に従った構造計算による場合

次の①から④まで（等級 1 への適合判定にあつては③及び④）の規定に適合していること。

- ① 壁式ラーメン鉄筋コンクリート造の評価対象建築物にあつては、評価対象建築物の地上部分について、平成 13 年国土交通省告示第 1025 号第 10 イの規定によって計算した保有水平耐力が、同ロの規定によって計算した必要保有水平耐力に耐震等級（倒壊等防止）に応じた倍率を乗じて得た数値以上であること。

ハ 令第 81 条第 1 項ただし書に規定する構造計算（限界耐力計算による場合と同等以上に安全さを確かめることができるものに限る。）による場合

次の①から③まで（等級 1 への適合判定にあつては②及び③）の規定に適合していること。

- ① 薄板軽量形鋼造の評価対象建築物にあつては、平成 13 年国土交通省告示第 1641 号（以下この①及び②において「告示」という。）第 11 第 2 号に規定する有効断面を考慮し、イ①の規定に適合していること。この場合において、薄板軽量形鋼の許容応力度等の数値は、告示第 11 第 3 号から第 5 号までに定めるところによる。
- ② 薄板軽量形鋼造の評価対象建築物にあつては、告示第 11 第 2 号に規定する有効断面を考慮し、イ②の規定に適合していること。この場合において、薄板軽量形鋼の許容応力度等の数値は、告示第 11 第 3 号から第 5 号までに定めるところによる。

③ （略）

ニ 令第 81 条第 1 項ただし書に規定する構造計算による場合（ハによるものを除く。）

次の①から⑤まで（等級 1 への適合判定にあつては④及び⑤）の規定に適合していること。

- ① 壁式ラーメン鉄筋コンクリート造の評価対象建築物にあつては、評価対象建築物の地上部分について、平成 13 年国土交通省告示第 1025 号第 10 イの規定によって計算した保有水平耐力が、同ロの規定によって計算した必要保有水平耐力に評価方法基準第 5 の 1-1 (2)ロ②の表の(イ)項に掲げる等級に応じ(ロ)項に掲げる数値以上の

② プレストレストコンクリート造等の評価対象建築物にあつては、評価対象建築物の地上部分について、次の a から d までのいずれかに適合していること。

a 令第 82 条の 3 第 1 号の規定によって計算した各階の水平力に対する耐力が、同条第 2 号の規定によって計算した必要保有水平耐力に耐震等級（倒壊等防止）に応じた倍率を乗じて得た数値以上であること。この場合において、平成 19 年国土交通省告示第 594 号第 4 第 5 号イ中「0.3」とあるのは「0.3 に耐震等級（倒壊等防止）に応じた倍率を乗じた数値」とする。

b 構造耐力上主要な部分における破壊に対する断面耐力が昭和 58 年建設省告示第 1320 号（以下 c 及び d において「告示」という。）第 15 第 2 号イの表に掲げる組み合わせによる各応力の合計の数値以上であること。この場合において、表は、K の数値に耐震等級（倒壊等防止）に応じた倍率を乗じて適用するものとする。

c 次の(i)又は(ii)のいずれかに適合し、かつ、(iii)に適合していること。

(i) 高さ 31m 以下の評価対象建築物にあつては、告示第 15 第 1 号イ及びロに定めるところによりする構造計算（昭和 55 年建設省告示第 1971 号第 3 第 3 号に定める構造計算に準じた構造計算を除く。）によって確かめられた安全性を有するものであること。この場合において、昭和 55 年建設省告示第 1791 号第 3 第 1 号イ及び第 2 号イに掲げる式は、その右辺に耐震等級（倒壊等防止）に応じた倍率を乗じて適用するものとし、同告示第 3 第 1 号ロ中「当該地震力によって生ずるせん断力」とあるのは「当該地震力によって生ずるせん断力に耐震等級（倒壊等防止）に応じた倍率を乗じた力」とする。

倍率を乗じて得た数値以上であること。

② プレストレストコンクリート造の評価対象建築物又はプレストレストコンクリート造と鉄筋コンクリート造その他の構造を併用する評価対象建築物（以下「プレストレストコンクリート造等の評価対象建築物」という。）にあつては、評価対象建築物の地上部分について、次の a から d までのいずれかに適合していること。

a 昭和 58 年建設省告示第 1320 号（以下 b から d までにおいて「告示」という。）第 17 イの規定によって計算した保有水平耐力が、同ロの規定によって計算した必要保有水平耐力に評価方法基準第 5 の 1 - 1 (2)ロ②の表の(i)項に掲げる等級に応じ(ろ)項に掲げる数値以上の倍率を乗じて得た数値以上であること。

b 構造耐力上主要な部分における破壊に対する断面耐力が告示第 16 第 2 号イの表に掲げる組み合わせによる各応力の合計の数値以上であること。この場合において、表は、評価方法基準第 5 の 1 - 1 (2)ロ②の表の(i)項に掲げる等級に応じ、K の数値に(ろ)項に掲げる数値以上の倍率を乗じて適用するものとする。

c 次の(i)又は(ii)のいずれかに適合し、かつ、(iii)に適合していること。

(i) 高さ 31m 以下の評価対象建築物にあつては、告示第 16 第 1 号イ及びロに定めるところによりする構造計算によって確かめられた安全性を有するものであること。この場合において、昭和 55 年建設省告示第 1791 号第 3 の第 1 号及び第 2 号に掲げる式は、評価方法基準第 5 の 1 - 1 (2)ロ②の表の(i)項に掲げる等級に応じ、その右辺に(ろ)項に掲げる数値以上の倍率を乗じて適用するものとする。

(ii) 告示第 14 第 1 号に掲げる建築物にあつては、同規定に定めるところによりする構造計算によって確かめられた安全性を有するものであること。この場合において、告示第 14 第 1 号に掲げる式は、その右辺に耐震等級（倒壊等防止）に応じた倍率を乗じて適用するものとする。

(iii) 告示第 13 (第 2 号ニ及び第 3 号における令第 82 条第 4 号の構造計算の部分を除く。)に定めるところによりする構造計算によって確かめられた安全性を有するものであること。この場合において、告示第 13 第 2 号ハの表は、K の数値に耐震等級（倒壊等防止）に応じた倍率を乗じて適用するものとする。

d 告示第 14 第 2 号に掲げる建築物にあつては、プレストレストコンクリート造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造の構造部分を有する階が c (ii) 及び (iii) の規定に、その他の構造部分を有する階が ロ① b (iv) の規定に適合していること。

③ 令第 3 章第 8 節（令第 82 条第 4 号、82 条の 4 及び第 82 条の 5、昭和 58 年建設省告示第 1320 号第 13 第 2 号ニ、同号第 3 号における令第 82 条第 4 号の構造計算の部分及び第 17 並びに①又は②に基づく構造計算により同等以上の安全さが確かめられた構造計算に関する規定並びに昭和 58 年建設省告示第 1320 号第 13 第 2 号ニを除く。）に定めるところによりする構造計算によって確かめられる安全性を有するものであること。

④ 令第 3 章第 1 節及び第 2 節（令第 39 条を除く。）の規定に適合し

(ii) 告示第 15 イに掲げる建築物にあつては、同規定に定めるところによりする構造計算によって確かめられた安全性を有するものであること。この場合において、告示第 15 イ(2)に掲げる式は、評価方法基準第 5 の 1 - 1 (2)ロ②の表の(イ)項に掲げる等級に応じ、その右辺に(ロ)項に掲げる数値以上の倍率を乗じて適用するものとする。

(iii) 告示第 14 第 2 号イからハまでに定めるところによりする構造計算によって確かめられた安全性を有するものであること。この場合において、同号ハの表は、K の数値に評価方法基準第 5 の 1 - 1 (2)ロ②の表の(イ)項に掲げる等級に応じ(ロ)項に掲げる数値以上の倍率を乗じて適用するものとする。

d 告示第 15 ロに掲げる建築物にあつては、プレストレストコンクリート造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造の構造部分を有する階が c (ii) 及び (iii) の規定に、その他の構造部分を有する階が ロ① b (iv) の規定に適合していること。

③ 薄板軽量形鋼造の評価対象建築物にあつては、評価対象建築物の地上部分について、平成 13 年国土交通省告示第 1641 号（以下この③において「告示」という。）第 11 第 2 号に規定する有効断面を考慮し、ロ①の規定（鉄骨造に関する部分に限る。）に適合していること。この場合において、薄板軽量形鋼の許容応力度等の数値は、告示第 11 第 3 号から第 5 号までに定めるところによる。

④ 令第 3 章第 8 節第 1 款及び第 1 款の 2（令第 82 条第 4 号及び第 82 条の 5、①、②又は③に基づく構造計算により同等以上の安全さが確かめられた構造計算に関する規定並びに昭和 58 年建設省告示第 1320 号第 14 第 4 号を除く。）に定めるところによりする構造計算によって確かめられる安全性を有するものであること。

⑤ 令第 3 章第 1 節及び第 2 節（令第 39 条を除く。）の規定に適合し

ており、かつ、壁式ラーメン鉄筋コンクリート造の評価対象建築物にあっては同章第6節及び平成13年国土交通省告示第1025号第1から第7までの規定に、プレストレストコンクリート造等の評価対象建築物にあっては昭和58年建設省告示第1320号第1から第12までの規定（構造計算の種類に応じて令第36条第2項の規定により適用が除外されるものを除く。）に適合していること。

ホ (略)

ヘ 枠組壁工法の建築物における基準

枠組壁工法の評価対象建築物については、次の①から③まで（等級1への適合判定にあっては②及び③）に掲げる基準に適合していること。

① 次のa又はbのいずれかに適合していること。

a 評価対象建築物の地上部分について、平成13年国土交通省告示第1540号（以下このへにおいて「告示」という。）第10第1号又は第2号の規定に定めるところによりする構造計算によって確かめられる安全性を有すること。この場合において、令第82条第2号の表は、Kの数値に耐震等級（倒壊等防止）に応じた倍率を乗じて適用するものとする。

b (略)

② 令第3章第8節（令第82条第4号、第82条の4及び第82条の5並びに①に基づく構造計算により同等以上の安全さが確かめられた構造計算に関する規定を除く。）に定めるところによりする構造計算によって確かめられる安全性を有するものであること。

③ (略)

ト 丸太組構法の建築物における基準

丸太組構法の評価対象建築物については、次の①及び②（等級1への適合判定にあっては②）に掲げる基準に適合していること。

① 平成14年国土交通省告示第411号（②において「告示」という。）第4第12号ハの規定に適合していること。この場合において、S k

ており、かつ、壁式ラーメン鉄筋コンクリート造の評価対象建築物にあっては同章第6節及び平成13年国土交通省告示第1025号第1から第7までの規定に、プレストレストコンクリート造等の評価対象建築物にあっては昭和58年建設省告示第1320号第1から第13までの規定に、薄板軽量形鋼造の評価対象建築物にあっては平成13年国土交通省告示第1641号第1から第10までの規定に適合していること。

ホ (略)

ヘ 枠組壁工法の建築物における基準

枠組壁工法の評価対象建築物については、次の①から③まで（等級1への適合判定にあっては②及び③）に掲げる基準に適合していること。

① 次のa又はbのいずれかに適合していること。

a 評価対象建築物の地上部分について、平成13年国土交通省告示第1540号（以下このへにおいて「告示」という。）第9第2号又は第3号の規定に定めるところによりする構造計算によって確かめられる安全性を有すること。この場合において、令第82条第2号の表は、Kの数値に評価方法基準第5の1-1(2)ロ②の表の(イ)項に掲げる等級に応じ(ロ)項に掲げる数値以上の倍率を乗じて適用するものとする。

b (略)

② 令第3章第8節第1款及び第1款の2（令第82条第4号及び第82条の5並びに①に基づく構造計算により同等以上の安全さが確かめられた構造計算に関する規定を除く。）に定めるところによりする構造計算によって確かめられる安全性を有するものであること。

③ (略)

ト 丸太組構法の建築物における基準

丸太組構法の評価対象建築物については、次の①及び②（等級1への適合判定にあっては②）に掲げる基準に適合していること。

① 平成14年国土交通省告示第411号（②において「告示」という。）第4第12号ハの規定に適合していること。この場合において、S

の値に耐震等級（倒壊等防止）に応じた倍率を乗じて適用するものとする。

② （略）

(4) 評価基準（既存住宅）

評価対象建築物のうち建築基準法第 20 条第 1 号に規定する建築物以外のものについて、次に定めるところにより等級 3、等級 2 又は等級 1 への適合判定を行うこと。ただし、建築基準法第 20 条各号に定める基準に適合し、かつ、ロの規定に適合している評価対象建築物は、等級 1 を満たすものとする。また、一の評価対象建築物については、階、方向又は部分により等級が異なる場合においては、それぞれの等級のうち、最も低いものを当該評価対象建築物の等級とすること。

イ 目視又は計測（仕上げ材等により隠蔽されている部分に係るものを含む。）により確認された評価対象建築物の現況又は評価対象建築物の図書等に記載された内容が、次のいずれかに掲げる基準に適合していること。

① 次の a 又は b に掲げる基準に適合していること。

a （略）

b 木造の構造部分を有しない評価対象建築物又は木造と鉄骨造その他の構造を併用する評価対象建築物の木造以外の構造部分にあっては告示第 1 第 2 号に適合し、かつ、(3)ロの②及び③又はニの③及び④（壁式ラーメン鉄筋コンクリート造の評価対象建築物及びプレストレストコンクリート造の評価対象建築物に限る。）に掲げる基準（極めて稀に発生する暴風及び積雪による力の作用に対する構造躯体の倒壊、崩壊等並びに稀に発生する暴風及び積雪による力の作用に対する構造躯体の損傷に関するものを除く。）に適合していること。この場合において、同号本文中、「これらの指標に応じ別表第 1 により構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性を評

k の値に評価方法基準第 5 の 1 - 1 (2)ロ②の表の(イ)項に掲げる等級に応じ(ロ)項に掲げる数値以上の倍率を乗じて適用するものとする。

② （略）

(4) 評価基準（既存住宅）

評価対象建築物のうち超高層建築物以外のものについて、次に定めるところにより等級 3、等級 2 又は等級 1 への適合判定を行うこと。ただし、建築基準法第 20 条各号に定める基準に適合し、かつ、ロの規定に適合している評価対象建築物は、等級 1 を満たすものとする。また、一の評価対象建築物については、階、方向又は部分により等級が異なる場合においては、それぞれの等級のうち、最も低いものを当該評価対象建築物の等級とすること。

イ 目視又は計測（仕上げ材等により隠蔽されている部分に係るものを含む。）により確認された評価対象建築物の現況又は評価対象建築物の図書等に記載された内容が、次のいずれかに掲げる基準に適合していること。

① 次の a 又は b に掲げる基準に適合していること。

a （略）

b 木造の構造部分を有しない評価対象建築物又は木造と鉄骨造その他の構造を併用する評価対象建築物の木造以外の構造部分にあっては告示第 1 第 2 号に適合し、かつ、(3)ロの②及び③又はニの④及び⑤（壁式ラーメン鉄筋コンクリート造の評価対象建築物、プレストレストコンクリート造及び薄板軽量形鋼造等の評価対象建築物に限る。）に掲げる基準（極めて稀に発生する暴風及び積雪による力の作用に対する構造躯体の倒壊、崩壊等並びに稀に発生する暴風及び積雪による力の作用に対する構造躯体の損傷に関するものを除く。）に適合していること。この場合において、同号本文中、「これらの指標に応じ別表第 1 により構造耐力上主要な部分の地

価した結果、地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が低いと判断されること。」とあるのは、「 I_s が0.6に耐震等級（倒壊等防止）に応じた倍率を乗じた値以上、かつ、 q が1.0に耐震等級（倒壊等防止）に応じた倍率を乗じた値以上となること。」とする。

② （略）

ロ （略）

1-2 耐震等級（構造躯体の損傷防止）

(1)、(2) （略）

(3) 評価基準（新築住宅）

評価対象建築物のうち建築基準法第20条第1号に規定する建築物以外の評価対象建築物について、次のイからトまでのいずれかに定めるところにより各等級への適合判定を行うこと。この場合において、構造計算を行う場合には、平成19年国土交通省告示第592号の規定によること。ただし、建築基準法第20条各号に定める基準に適合している評価対象建築物は、等級1を満たすものとする。また、一の評価対象建築物について、階、方向又は部分により等級が異なる場合においては、それぞれの等級のうち、最も低いものを当該評価対象建築物の等級とすること。

イ 限界耐力計算による場合

次の①から③まで（等級1への適合判定にあつては②及び③）に掲げる基準に適合していること。

- ① 令第82条の5第3号及び第4号に定めるところによりする構造計算によって確かめられる安全性を有すること。この場合において、同条第3号ハ中「水平方向に生ずる力」とあるのは「水平方向に生ずる力に評価方法基準第5の1-2(2)ロ②の表の(イ)項に掲げる等級に応じ(ロ)項に掲げる数値以上の倍率（以下1-2において「耐震

震に対する安全性を評価した結果、地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が低いと判断されること。」とあるのは、「 I_s が0.6に評価方法基準第5の1-1(2)ロ③の表の(イ)項に掲げる等級に応じ(ロ)項に掲げる数値以上の倍率を乗じた値以上、かつ、 q が1.0に評価方法基準第5の1-1(2)ロ③の表の(イ)項に掲げる等級に応じ(ロ)項に掲げる数値以上の倍率を乗じた値以上となること。」とする。

② （略）

ロ （略）

1-2 耐震等級（構造躯体の損傷防止）

(1)、(2) （略）

(3) 評価基準（新築住宅）

評価対象建築物のうち超高層建築物以外の評価対象建築物について、次のイからトまでのいずれかに定めるところにより各等級への適合判定を行うこと。ただし、建築基準法第20条各号に定める基準に適合している評価対象建築物は、等級1を満たすものとする。また、一の評価対象建築物について、階、方向又は部分により等級が異なる場合においては、それぞれの等級のうち、最も低いものを当該評価対象建築物の等級とすること。

イ 限界耐力計算による場合

次の①から③まで（等級1への適合判定にあつては②及び③）に掲げる基準に適合していること。

- ① 令第82条の6第3号及び第4号に定めるところによりする構造計算によって確かめられる安全性を有すること。この場合において、同条第3号ハ中「水平方向に生ずる力」とあるのは「水平方向に生ずる力に評価方法基準第5の1-2(2)ロ②の表の(イ)項に掲げる等級に応じ(ロ)項に掲げる数値以上の倍率を乗じたもの」と、同条第4

等級（損傷防止）に応じた倍率」という。）を乗じたもの」と、同条第4号中「それぞれ」とあるのは「それぞれの応力度に耐震等級（損傷防止）に応じた倍率を乗じて得た数値が」とする。

② 令第82条の5第1号から第5号まで（①に基づく構造計算によって同条第3号及び第4号に基づく構造計算と同等の安全さが確かめられた場合にあつては、同条第1号、第2号及び第5号）に定めるところによりする構造計算によって確かめられる安全性を有すること。

③ （略）

□ 保有水平耐力計算等による場合

次の①から③まで（等級1への適合判定にあつては②及び③）に掲げる基準に適合していること。

① 令第82条第1号から第3号まで及び第82条の2に定めるところによりする構造計算によって確かめられる安全性を有すること。この場合において、令第82条第2号の表は、Kの数値に耐震等級（損傷防止）に応じた倍率を乗じて適用するものとし、令第82条の2中「第88条第1項に規定する地震力」とあるのは「第88条第1項に規定する地震力に耐震等級（損傷防止）に応じた倍率を乗じた地震力」とし、平成19年国土交通省告示第594号第2第3号イ中「第88条第1項に規定する地震層せん断力係数」とあるのは「第88条第1項に規定する地震地震層せん断力係数に耐震等級（損傷防止）に応じた倍率を乗じた数値」とし、同告示第2第3号ハ中「第88条第1項に規定するZの数値」とあるのは「第88条第1項に規定するZの数値に耐震等級（損傷防止）に応じた倍率を乗じた数値」とする。

② 令第3章第8節（令第82条第4号、第82条の4及び第82条の5並びに①に基づく構造計算により同等以上の安全さが確かめられた構造計算に関する規定を除く。）に定めるところによりする構造計算によって確かめられる安全性を有するものであること。

③ 令第3章第1節から第7節の2までの規定（構造計算の種類に応

号中「それぞれ」とあるのは「それぞれの応力度に評価方法基準第5の1-2(2)ロ②の表の(イ)項に掲げる等級に応じ(ロ)項に掲げる数値以上の倍率を乗じて得た数値が」とする。

② 令第82条の6第1号から第5号まで（①に基づく構造計算によって同条第3号及び第4号に基づく構造計算と同等の安全さが確かめられた場合にあつては、同条第1号、第2号及び第5号）に定めるところによりする構造計算によって確かめられる安全性を有すること。

③ （略）

□ 許容応力度等計算による場合

次の①から③まで（等級1への適合判定にあつては②及び③）に掲げる基準に適合していること。

① 令第82条第1号から第3号まで及び第82条の2に定めるところによりする構造計算によって確かめられる安全性を有すること。この場合において、令第82条第2号の表は、Kの数値に評価方法基準第5の1-2(2)ロ②の表の(イ)項に掲げる等級に応じて(ロ)項に掲げる数値以上の倍率を乗じて適用するものとし、令第82条の2中「第88条第1項に規定する地震力」とあるのは「第88条第1項に規定する地震力に評価方法基準第5の1-2(2)ロ②の表の(イ)項に掲げる等級に応じ(ロ)項に掲げる数値以上の倍率を乗じた地震力」とする。

② 令第3章第8節第1款及び第1款の2（令第82条第4号及び第82条の5並びに①に基づく構造計算により同等以上の安全さが確かめられた構造計算に関する規定を除く。）に定めるところによりする構造計算によって確かめられる安全性を有するものであること。

③ 令第3章第1節から第7節の2まで（令第39条、第60条、第62

じて令第36条第2項の規定により適用が除外されるもの並びに令第39条、第60条、第62条の7及び第70条を除き、住宅に関するものに限る。)に適合していること。

ハ 令第81条第2項第1号ロに規定する国土交通大臣が定める基準に従った構造計算による場合

次の①から③まで(等級1への適合判定にあつては②及び③)の規定に適合していること。

- ① プレストレストコンクリート造等の評価対象建築物にあつては、昭和58年建設省告示第1320号(以下②において「告示」という。)第18第3号及び第4号に定めるところによりする構造計算によって確かめられる安全性を有すること。この場合において、同号中「当該地震力」とあるのは「当該地震力に耐震等級(損傷防止)に応じた倍率を乗じた地震力」とする。
- ② プレストレストコンクリート造等の評価対象建築物にあつては、告示第18第1号から第5号まで(①に基づく構造計算によって告示第18第3号及び第4号に基づく構造計算と同等の安全さが確かめられた場合にあつては、第1号、第2号及び第5号)に定めるところによりする構造計算によって確かめられる安全性を有すること。
- ③ (略)

ニ 令第81条第2項第1号イ、同項第2号イ又は第3項に規定する国土交通大臣が定める基準に従った構造計算による場合

次の①及び②の規定に適合していること。

- ① プレストレストコンクリート造等の評価対象建築物については、次のa及びb(等級1への適合判定にあつてはb)に掲げる基準に適合していること。
 - a 昭和58年建設省告示第1320号(以下①及び②において「告示」という。)第13(第2号ニ及び第3号における令第82条第4号の構造計算の部分を除く。)及び第14に定めるところによりする構造

条の7及び第70条を除く。)の規定に適合していること。

ハ 令第81条第1項ただし書に規定する構造計算(限界耐力計算による場合と同等以上に安全さを確かめることができるものに限る。)による場合

次の①から③まで(等級1への適合判定にあつては②及び③)の規定に適合していること。

- ① 薄板軽量形鋼造の評価対象建築物にあつては、平成13年国土交通省告示第1641号(以下②において「告示」という。)第11第2号に規定する有効断面を考慮し、イ①の規定に適合していること。この場合において、薄板軽量形鋼の許容応力度等の数値は、告示第11第3号から第5号までに定めるところによる。
- ② 薄板軽量形鋼造の評価対象建築物にあつては、告示第11第2号に規定する有効断面を考慮し、イ②の規定に適合していること。この場合において、薄板軽量形鋼の許容応力度等の数値は、告示第11第3号から第5号までに定めるところによる。
- ③ (略)

ニ 令第81条第1項ただし書に規定する構造計算(ハによるものを除く。)による場合

次の①から③までの規定に適合していること。

- ① プレストレストコンクリート造等の評価対象建築物については、次のa及びb(等級1への適合判定にあつてはb)に掲げる基準に適合していること。
 - a 昭和58年建設省告示第1320号(以下この①において「告示」という。)第14第1号から第3号まで及び第15に定めるところによりする構造計算によって確かめられる安全性を有するものである

計算によって確かめられる安全性を有するものであること。この場合において、告示第 13 第 2 号ハの表は、K の数値に耐震等級（損傷防止）に応じた倍率を乗じて、令第 82 条第 2 号の表は、K の数値に耐震等級（損傷防止）に応じた倍率を乗じて適用するものとし、告示第 14 中「第 88 条第 1 項に規定する地震力」とあるのは「第 88 条第 1 項に規定する地震力に耐震等級（損傷防止）に応じた倍率を乗じた地震力」とし、平成 19 年国土交通省告示第 594 号第 2 第 3 号イ中「第 88 条第 1 項に規定する地震層せん断力係数」とあるのは「第 88 条第 1 項に規定する地震地震層せん断力係数に耐震等級（損傷防止）に応じた倍率を乗じた数値」とし、同告示第 2 第 3 号ハ中「第 88 条第 1 項に規定する Z の数値」とあるのは「第 88 条第 1 項に規定する Z の数値に耐震等級（損傷防止）に応じた倍率を乗じた数値」とする。

- b 令第 3 章第 8 節（令第 82 条第 4 号、82 条の 4 及び第 82 条の 5、告示第 13 第 2 号ニ、同号第 3 号における令第 82 条第 4 号の構造計算の部分及び第 17 並びに a に基づく構造計算により同等以上の安全さが確かめられた構造計算に関する規定を除く。）に定めるところによりする構造計算によって確かめられる安全性を有するものであること。

- ② 令第 3 章第 1 節及び第 2 節（令第 39 条を除く。）の規定に適合しており、かつ、プレストレストコンクリート造等の評価対象建築物にあっては告示第 1 から第 12 までの規定（構造計算の種類に応じて

こと。この場合において、告示第 14 第 2 号のハの表は、K の数値に評価方法基準第 5 の 1 - 2 (2)ロ②の表の(イ)項に掲げる等級に応じ(ロ)項に掲げる数値以上の倍率を乗じて、令第 82 条第 2 号の表は、K の数値に評価方法基準第 5 の 1 - 2 (2)ロ②の表の(イ)項に掲げる等級に応じ(ロ)項に掲げる数値以上の倍率を乗じて適用するものとし、第 15 中「第 88 条第 1 項に規定する地震力」とあるのは「第 88 条第 1 項に規定する地震力に評価方法基準第 5 の 1 - 2 (2)ロ②の表の(イ)項に掲げる等級に応じ(ロ)項に掲げる数値以上の倍率を乗じた地震力」とする。

- b 令第 3 章第 8 節第 1 款及び第 1 款の 2（令第 82 条第 4 号及び第 82 条の 5、a に基づく構造計算により同等以上の安全さが確かめられた構造計算に関する規定並びに告示第 14 第 4 号を除く。）に定めるところによりする構造計算によって確かめられる安全性を有するものであること。

- ② 薄板軽量形鋼造の評価対象建築物にあっては、次の a 及び b（等級 1 への適合判定にあっては b）に掲げる基準に適合していること。

a 平成 13 年国土交通省告示第 1641 号（以下②において「告示」という。）第 11 第 2 号に規定する有効断面を考慮し、ロ①の規定に適合していること。この場合において、薄板軽量形鋼の許容応力度等の数値は、告示第 11 第 3 号から第 5 号までに定めるところによる。

b 告示第 11 第 2 号に規定する有効断面を考慮し、ロ②の規定に適合していること。この場合において、薄板軽量形鋼の許容応力度等の数値は、告示第 11 第 3 号から第 5 号までに定めるところによる。

- ③ 令第 3 章第 1 節及び第 2 節（令第 39 条を除く。）の規定に適合しており、かつ、プレストレストコンクリート造等の評価対象建築物にあっては昭和 58 年建設省告示第 1320 号第 1 から第 13 までの規

令第 36 条第 2 項の規定により適用が除外されるものを除く。)に適合していること。

ホ～ト (略)

(4) 評価基準 (既存住宅)

評価対象建築物のうち建築基準法第 20 条第 1 号に規定する建築物以外のものについて、次に定めるところにより等級 3、等級 2 又は等級 1 への適合判定を行うこと。ただし、建築基準法第 20 条各号に定める基準に適合し、かつ、ロの規定に適合している評価対象建築物は、等級 1 を満たすものとする事ができる。また、一の評価対象建築物について、階、方向又は部分により等級が異なる場合においては、それぞれの等級のうち、最も低いものを当該評価対象建築物の等級とすること。

イ、ロ (略)

1-3 (略)

1-4 耐風等級 (構造躯体の倒壊等防止及び損傷防止)

(1)、(2) (略)

(3) 評価基準 (新築住宅)

評価対象建築物のうち建築基準法第 20 条第 1 号に規定する建築物以外の評価対象建築物について、次のイからトまでのいずれかに定めるところにより各等級への適合判定を行うこと。この場合において、構造計算を行う場合には、平成 19 年国土交通省告示第 592 号の規定によること。ただし、建築基準法第 20 条各号に定める基準に適合している評価対象建築物は、等級 1 を満たすものとする事ができる。また、一の評価対象建築物について、階、方向又は部分により等級が異なる場合においては、それぞれの等級のうち、最も低いものを当該評価対象建築物の等級とすること。

イ 限界耐力計算による場合

等級 2 への適合判定にあつては次の①から③まで、等級 1 への適合判定にあつては次の②及び③に掲げる基準に適合していること。

定に、薄板軽量形鋼造の評価対象建築物にあつては平成 13 年国土交通省第 1641 号第 1 から第 10 までの規定に適合していること。

ホ～ト (略)

(4) 評価基準 (既存住宅)

評価対象建築物のうち超高層建築物以外のものについて、次に定めるところにより等級 3、等級 2 又は等級 1 への適合判定を行うこと。ただし、建築基準法第 20 条各号に定める基準に適合し、かつ、ロの規定に適合している評価対象建築物は、等級 1 を満たすものとする事ができる。また、一の評価対象建築物について、階、方向又は部分により等級が異なる場合においては、それぞれの等級のうち、最も低いものを当該評価対象建築物の等級とすること。

イ、ロ (略)

1-3 (略)

1-4 耐風等級 (構造躯体の倒壊等防止及び損傷防止)

(1)、(2) (略)

(3) 評価基準 (新築住宅)

評価対象建築物のうち超高層建築物以外の評価対象建築物について、次のイからトまでのいずれかに定めるところにより各等級への適合判定を行うこと。ただし、建築基準法第 20 条各号に定める基準に適合している評価対象建築物は、等級 1 を満たすものとする事ができる。また、一の評価対象建築物について、階、方向又は部分により等級が異なる場合においては、それぞれの等級のうち、最も低いものを当該評価対象建築物の等級とすること。

イ 限界耐力計算による場合

等級 2 への適合判定にあつては次の①から③まで、等級 1 への適合判定にあつては次の②及び③に掲げる基準に適合していること。

① 令第82条の5第1号及び第2号に定めるところによりする構造計算によって確かめられる安全性を有すること。この場合において、令第82条第2号の表及び第82条の5第2号の表は、Wの数値に1.2以上の数値を乗じて適用するものとする。

② 令第82条の5第1号から第5号まで（①に基づく構造計算によって同条第1号及び第2号に基づく構造計算と同等の安全さが確かめられた場合にあつては、同条第3号から第5号まで）に定めるところによりする構造計算によって確かめられる安全性を有すること。

③ （略）

ロ 保有水平耐力計算等による場合

等級2への適合判定にあつては次の①から③まで、等級1への適合判定にあつては次の②及び③に掲げる基準に適合していること。

① （略）

② 令第3章第8節（令第82条第4号、第82条の4及び第82条の5並びに①に基づく構造計算により同等以上の安全さが確かめられた構造計算に関する規定を除く。）に定めるところによりする構造計算によって確かめられる安全性を有するものであること。

③ 令第3章第1節から第7節の2までの規定（構造計算の種類に応じて令第36条第2項の規定により適用が除外されるもの並びに令第39条、第60条、第62条の7及び第70条を除き、住宅に関するものに限る。）に適合していること。

ハ 令第81条第2項第1号ロに規定する国土交通大臣が定める基準に従った構造計算による場合

次の①から③まで（等級1への適合判定にあつては②及び③）の規定に適合していること。

① プレストレストコンクリート造等の評価対象建築物にあつては、昭和58年建設省告示第1320号（以下②において「告示」という。）第18第1号及び第2号に定めるところによりする構造計算によって確かめられる安全性を有すること。この場合において、令第82条第2

① 令第82条の6第1号及び第2号に定めるところによりする構造計算によって確かめられる安全性を有すること。この場合において、令第82条第2号の表及び第82条の6第2号の表は、Wの数値に1.2以上の数値を乗じて適用するものとする。

② 令第82条の6第1号から第5号まで（①に基づく構造計算によって同条第1号及び第2号に基づく構造計算と同等の安全さが確かめられた場合にあつては、同条第3号から第5号まで）に定めるところによりする構造計算によって確かめられる安全性を有すること。

③ （略）

ロ 許容応力度等計算による場合

等級2への適合判定にあつては次の①から③まで、等級1への適合判定にあつては次の②及び③に掲げる基準に適合していること。

① （略）

② 令第3章第8節第1款及び第1款の2（令第82条第4号及び第82条の5並びに①に基づく構造計算により同等以上の安全さが確かめられた構造計算に関する規定を除く。）に定めるところによりする構造計算によって確かめられる安全性を有するものであること。

③ 令第3章第1節から第7節の2まで（令第39条、第60条、第62条の7及び第70条を除く。）の規定に適合していること。

ハ 令第81条第1項ただし書に規定する構造計算（限界耐力計算による場合と同等以上に安全さを確かめることができるものに限る。）による場合

次の①から③まで（等級1への適合判定にあつては②及び③）の規定に適合していること。

① 薄板軽量形鋼造の評価対象建築物にあつては、平成13年国土交通省告示第1641号（以下②において「告示」という。）第11第2号に規定する有効断面を考慮し、イ①の規定に適合していること。この場合において、薄板軽量形鋼の許容応力度等の数値は、告示第11第3

号の表及び告示第 13 第 2 号ハの表は、Wの数値に 1.2 以上の数値を乗じて適用するものとする。

② プレストレストコンクリート造等の評価対象建築物にあっては、告示第 18 第 1 号から第 5 号まで (①に基づく構造計算によって告示第 18 第 1 号及び第 2 号に基づく構造計算と同等の安全さが確かめられた場合にあっては、第 3 号から第 5 号まで) に定めるところによりする構造計算によって確かめられる安全性を有すること。

③ (略)

ニ 令第 81 条第 2 項第 1 号イ、同項第 2 号イ又は第 3 項に規定する国土交通大臣が定める基準に従った構造計算による場合

次の①及び②の規定に適合していること。

① プレストレストコンクリート造等の評価対象建築物については、等級 2 への適合判定にあっては次の a 及び b、等級 1 への適合判定にあっては b に掲げる基準に適合していること。

a 昭和 58 年建設省告示第 1320 号 (以下このニにおいて「告示」という。) 第 13 第 1 号から第 3 号まで (第 2 号ニを除く。) に定めるところによりする構造計算によって確かめられる安全性を有するものであること。この場合において、告示第 13 第 2 号ハの表は、Wの数値に 1.2 以上の数値を乗じて適用し、令第 82 条第 2 号の表は、Wの数値に 1.2 以上の数値を乗じて適用するものとする。

b 令第 3 章第 8 節 (令第 82 条第 4 号、82 条の 4 及び第 82 条の 5、告示第 13 第 2 号ニ、同号第 3 号における令第 82 条第 4 号の構造計算の部分及び第 17 並びに a に基づく構造計算により同等以上の安全さが確かめられた構造計算に関する規定を除く。) に定めるところによりする構造計算によって確かめられる安全性を有するものであること。

号から第 5 号までに定めるところによる。

② 薄板軽量形鋼造の評価対象建築物にあっては、告示第 11 第 2 号に規定する有効断面を考慮し、イ②の規定に適合していること。この場合において、薄板軽量形鋼の許容応力度等の数値は、告示第 11 第 3 号から第 5 号までに定めるところによる。

③ (略)

ニ 令第 81 条第 1 項ただし書に規定する構造計算 (ハによるものを除く。) による場合

次の①から③までの規定に適合していること。

① プレストレストコンクリート造等の評価対象建築物については、等級 2 への適合判定にあっては次の a 及び b、等級 1 への適合判定にあっては b に掲げる基準に適合していること。

a 昭和 58 年建設省告示第 1320 号 (以下この①において「告示」という。) 第 14 第 1 号から第 3 号までに定めるところによりする構造計算によって確かめられる安全性を有するものであること。この場合において、告示第 14 の第 2 号ハの表は、Wの数値に 1.2 以上の数値を乗じて適用し、令第 82 条第 2 号の表は、Wの数値に 1.2 以上の数値を乗じて適用するものとする。

b 令第 3 章第 8 節第 1 款及び第 1 款の 2 (令第 82 条第 4 号及び第 82 条の 5、a に基づく構造計算により同等以上の安全さが確かめられた構造計算に関する規定並びに告示第 14 第 4 号を除く。) に定めるところによりする構造計算によって確かめられる安全性を有するものであること。

② 薄板軽量形鋼造の評価対象建築物にあっては、次の a 及び b (等級 1 への適合判定にあっては b) に掲げる基準に適合していること。

a 平成 13 年国土交通省告示第 1641 号 (以下②において「告示」という。) 第 11 第 2 号に規定する有効断面を考慮し、ロ①の規定に適

② 令第3章第1節及び第2節の規定に適合しており、かつ、プレストレストコンクリート造等の評価対象建築物にあっては告示第1から第12までの規定（構造計算の種類に応じて令第36条第2項の規定により適用が除外されるものを除く。）に適合していること。

ホ （略）

へ 枠組壁工法の建築物における基準

枠組壁工法の評価対象建築物については、等級2への適合判定にあっては次の①から③まで、等級1への適合判定にあっては次の②及び③に掲げる基準に適合していること。

① 次のa又はbのいずれかに適合していること。

a 平成13年国土交通省告示第1540号（以下このへにおいて「告示」という。）第9第1号から第3号までに定めるところによりする構造計算によって確かめられる安全性を有するものであること。この場合において、令第82条第2号の表は、Wの数値に1.2以上の数値を乗じて適用するものとし、告示第9第3号中「令第87条第1項に規定する風圧力」とあるのは「令第87条第1項に規定する風圧力に1.2以上の数値を乗じた風圧力」とする。

b （略）

② 令第3章第8節（令第82条第4号、第82条の4及び第82条の5並びに①に基づく構造計算により同等以上の安全さが確かめられた構造計算に関する規定を除く。）に定めるところによりする構造計算によって確かめられる安全性を有するものであること。

③ （略）

ト （略）

合していること。この場合において、薄板軽量形鋼の許容応力度等の数値は、告示第11第3号から第5号までに定めるところによる。

b 告示第11第2号に規定する有効断面を考慮し、ロ②の規定に適合していること。この場合において、薄板軽量形鋼の許容応力度等の数値は、告示第11第3号から第5号までに定めるところによる。

③ 令第3章第1節及び第2節の規定に適合しており、かつ、プレストレストコンクリート造等の評価対象建築物にあっては昭和58年建設省告示第1320号第1から第13までの規定に、薄板軽量形鋼造の評価対象建築物にあっては平成13年国土交通省第1641号第1から第10までの規定に適合していること。

ホ （略）

へ 枠組壁工法の建築物における基準

枠組壁工法の評価対象建築物については、等級2への適合判定にあっては次の①から③まで、等級1への適合判定にあっては次の②及び③に掲げる基準に適合していること。

① 次のa又はbのいずれかに適合していること。

a 平成13年国土交通省告示第1540号（以下このへにおいて「告示」という。）第9第1号に定めるところによりする構造計算によって確かめられる安全性を有するものであること。この場合において、令第82条第2号の表は、Wの数値に1.2以上の数値を乗じて適用するものとし、告示第9第1号(3)中「令第87条第1項に規定する風圧力」とあるのは「令第87条第1項に規定する風圧力に1.2以上の数値を乗じた風圧力」とする。

b （略）

② 令第3章第8節第1款及び第1款の2（令第82条第4号及び第82条の5並びに①に基づく構造計算により同等以上の安全さが確かめられた構造計算に関する規定を除く。）に定めるところによりする構造計算によって確かめられる安全性を有するものであること。

③ （略）

ト （略）

(4) 評価基準（既存住宅）

評価対象建築物のうち建築基準法第 20 条第 1 号に規定する建築物以外のものについて、次に定めるところにより等級 2 又は等級 1 への適合判定を行うこと。ただし、建築基準法第 20 条各号に定める基準に適合し、かつ、ロの規定に適合している評価対象建築物は、等級 1 を満たすものとする。また、一の評価対象建築物について、階、方向又は部分により等級が異なる場合においては、それぞれの等級のうち、最も低いものを当該評価対象建築物の等級とすること。

イ、ロ （略）

1-5 耐積雪等級（構造躯体の倒壊等防止及び損傷防止）

(1)、(2) （略）

(3) 評価基準（新築住宅）

評価対象建築物のうち建築基準法第 20 条第 1 号に規定する建築物以外の評価対象建築物について、次のイからホまでのいずれかに定めるところにより各等級への適合判定を行うこと。この場合において、構造計算を行う場合には、平成 19 年国土交通省告示第 592 号の規定によること。ただし、建築基準法第 20 条各号に定める基準に適合している評価対象建築物は、等級 1 を満たすものとする。また、一の評価対象建築物について、階、方向又は部分により等級が異なる場合においては、それぞれの等級のうち、最も低いものを当該評価対象建築物の等級とすること。

イ 限界耐力計算による場合

等級 2 への適合判定にあつては次の①から③まで、等級 1 への適合判定にあつては次の②及び③に掲げる基準に適合していること。

- ① 令第 82 条の 5 第 1 号及び第 2 号に定めるところによりする構造計算によって確かめられる安全性を有すること。この場合において、令第 82 条第 2 号の表及び第 82 条の 5 第 2 号の表は、積雪時に限って、S の数値に 1.2 以上の数値を乗じて適用すること。
- ② 令第 82 条の 5 第 1 号から第 5 号まで（①に基づく構造計算によって同条第 1 号及び第 2 号に基づく構造計算と同等の安全性が確かめ

(4) 評価基準（既存住宅）

評価対象建築物のうち超高層建築物以外のものについて、次に定めるところにより等級 2 又は等級 1 への適合判定を行うこと。ただし、建築基準法第 20 条各号に定める基準に適合し、かつ、ロの規定に適合している評価対象建築物は、等級 1 を満たすものとする。また、一の評価対象建築物について、階、方向又は部分により等級が異なる場合においては、それぞれの等級のうち、最も低いものを当該評価対象建築物の等級とすること。

イ、ロ （略）

1-5 耐積雪等級（構造躯体の倒壊等防止及び損傷防止）

(1)、(2) （略）

(3) 評価基準（新築住宅）

評価対象建築物のうち超高層建築物以外の評価対象建築物について、次のイからホまでのいずれかに定めるところにより各等級への適合判定を行うこと。ただし、建築基準法第 20 条各号に定める基準に適合している評価対象建築物は、等級 1 を満たすものとする。また、一の評価対象建築物について、階、方向又は部分により等級が異なる場合においては、それぞれの等級のうち、最も低いものを当該評価対象建築物の等級とすること。

イ 限界耐力計算による場合

等級 2 への適合判定にあつては次の①から③まで、等級 1 への適合判定にあつては次の②及び③に掲げる基準に適合していること。

- ① 令第 82 条の 6 第 1 号及び第 2 号に定めるところによりする構造計算によって確かめられる安全性を有すること。この場合において、令第 82 条第 2 号の表及び第 82 条の 6 第 2 号の表は、積雪時に限って、S の数値に 1.2 以上の数値を乗じて適用すること。
- ② 令第 82 条の 6 第 1 号から第 5 号まで（①に基づく構造計算によって同条第 1 号及び第 2 号に基づく構造計算と同等の安全性が確かめ

られた場合にあつては、同条第3号から第5号まで)に定めるところによりする構造計算によって確かめられる安全性を有すること。

③ (略)

ロ 保有水平耐力計算等による場合

等級2への適合判定にあつては次の①から③まで、等級1への適合判定にあつては次の②及び③に掲げる基準に適合していること。

① (略)

② 令第3章第8節(令第82条第4号、82条の4及び第82条の5並びに①に基づく構造計算により同等以上の安全さが確かめられた構造計算に関する規定を除く。)に定めるところによりする構造計算によって確かめられる安全性を有するものであること。

③ 令第3章第1節から第7節の2までの規定(構造計算の種類に応じて令第36条第2項の規定により適用が除外されるもの並びに令第39条、第60条、第62条の7及び第70条を除き、住宅に関するものに限る。)に適合していること。

ハ 令第81条第2項第1号ロに規定する国土交通大臣が定める基準に従った構造計算による場合

次の①から③まで(等級1への適合判定にあつては②及び③)の規定に適合していること。

① プレストレストコンクリート造等の評価対象建築物にあつては、昭和58年建設省告示第1320号(以下ハにおいて「告示」という。)第18第1号及び第2号に定めるところによりする構造計算によって確かめられる安全性を有すること。この場合において、令第82条第2号の表及び告示第13第2号ハの表は、Sの数値に1.2以上の数値を乗じて適用するものとする。

② プレストレストコンクリート造等の評価対象建築物にあつては、告示第18第1号から第5号まで(①に基づく構造計算によって告示第18第1号及び第2号に基づく構造計算と同等の安全さが確かめられた場合にあつては、第3号から第5号まで)に定めるところによりす

られた場合にあつては、同条第3号から第5号まで)に定めるところによりする構造計算によって確かめられる安全性を有すること。

③ (略)

ロ 許容応力度等計算による場合

等級2への適合判定にあつては次の①から③まで、等級1への適合判定にあつては次の②及び③に掲げる基準に適合していること。

① (略)

② 令第3章第8節第1款及び第1款の2(令第82条第4号及び第82条の5並びに①に基づく構造計算により同等以上の安全さが確かめられた構造計算に関する規定を除く。)に定めるところによりする構造計算によって確かめられる安全性を有するものであること。

③ 令第3章第1節から第7節の2まで(令第39条、第60条、第62条の7及び第70条を除く。)の規定に適合していること。

ハ 令第81条第1項ただし書に規定する構造計算(限界耐力計算による場合と同等以上に安全さを確かめることができるものに限る。)による場合

次の①から③まで(等級1への適合判定にあつては②及び③)の規定に適合していること。

① 薄板軽量形鋼造の評価対象建築物にあつては、平成13年国土交通省告示第1641号(以下ハにおいて「告示」という。)第11第2号に規定する有効断面を考慮し、イ①の規定に適合していること。この場合において、薄板軽量形鋼の許容応力度等の数値は、告示第11第3号から第5号までに定めるところによる。

② 薄板軽量形鋼造の評価対象建築物にあつては、告示第11第2号に規定する有効断面を考慮し、イ②の規定に適合していること。この場合において、薄板軽量形鋼の許容応力度等の数値は、告示第11第3号から第5号までに定めるところによる。

る構造計算によって確かめられる安全性を有すること。

③ (略)

ニ 令第81条第2項第1号イ、同項第2号イ又は第3項に規定する国土交通大臣が定める基準に従った構造計算による場合

次の①及び②の規定に適合していること。

① プレストレストコンクリート造等の評価対象建築物については、等級2への適合判定にあつては次のa及びb、等級1への適合判定にあつては次のbに掲げる基準に適合していること。

a 昭和58年建設省告示第1320号(以下このニにおいて「告示」という。)第13第1号から第3号まで(第2号ニを除く。)に定めるところによりする構造計算によって確かめられる安全性を有するものであること。この場合において、告示第13第2号ハの表は、積雪時に限って、Sの数値に1.2以上の数値を乗じて適用し、令第82条第2号の表は、積雪時に限って、Sの数値に1.2以上の数値を乗じて適用するものとする。

b 令第3章第8節(令第82条第4号、82条の4及び第82条の5、告示第13第2号ニ、同号第3号における令第82条第4号の構造計算の部分及び第17並びにaに基づく構造計算により同等以上の安全さが確かめられた構造計算に関する規定を除く。)に定めるところによりする構造計算によって確かめられる安全性を有するものであること。

② 令第3章第1節及び第2節の規定に適合しており、かつ、プレス

③ (略)

ニ 令第81条第1項ただし書に規定する構造計算(ハによるものを除く。)による場合

次の①から③までの規定に適合していること。

① プレストレストコンクリート造等の評価対象建築物については、等級2への適合判定にあつては次のa及びb、等級1への適合判定にあつては次のbに掲げる基準に適合していること。

a 昭和58年建設省告示第1320号(以下この①において「告示」という。)第14第1号から第3号までに定めるところによりする構造計算によって確かめられる安全性を有するものであること。この場合において、告示第14第2号ハの表は、積雪時に限って、Sの数値に1.2以上の数値を乗じて適用するものとし、令第82条第2号の表は、積雪時に限って、Sの数値に1.2以上の数値を乗じて適用するものとする。

b 令第3章第8節第1款及び第1款の2(令第82条第4号及び第82条の5、①に基づく構造計算により同等以上の安全さが確かめられた構造計算に関する規定並びに告示第14第4号を除く。)に定めるところによりする構造計算によって確かめられる安全性を有するものであること。

② 薄板軽量形鋼造の評価対象建築物にあつては、次のa及びb(等級1への適合判定にあつてはb)に掲げる基準に適合していること。

a 平成13年国土交通省告示第1641号(以下②において「告示」という。)第11第2号に規定する有効断面を考慮し、ロ①の規定に適合していること。この場合において、薄板軽量形鋼の許容応力度等の数値は、告示第11第3号から第5号までに定めるところによる。

b 告示第11第2号に規定する有効断面を考慮し、ロ②の規定に適合していること。この場合において、薄板軽量形鋼の許容応力度等の数値は、告示第11第3号から第5号までに定めるところによる。

③ 令第3章第1節及び第2節の規定に適合しており、かつ、プレス

トレストコンクリート造等の評価対象建築物にあつては告示第1から第12までの規定（構造計算の種類に応じて令第36条第2項の規定により適用が除外されるものを除く。）に適合していること。

ホ（略）

(4) 評価基準（既存住宅）

評価対象建築物のうち建築基準法第20条第1号に規定する建築物以外のものについて、次に定めるところにより等級2又は等級1への適合判定を行うこと。ただし、建築基準法第20条各号に定める基準に適合し、かつ、ロの規定に適合している評価対象建築物は、等級1を満たすものとすることができる。また、一の評価対象建築物について、階、方向又は部分により等級が異なる場合においては、それぞれの等級のうち、最も低いものを当該評価対象建築物の等級とすること。

イ、ロ（略）

1-6、1-7（略）

2~11（略）

トレストコンクリート造等の評価対象建築物にあつては昭和58年建設省告示第1320号第1から第13までの規定に、薄板軽量形鋼造の評価対象建築物にあつては平成13年国土交通省第1641号第1から第10までの規定並びに告示第1から第13までの規定に適合していること。

ホ（略）

(4) 評価基準（既存住宅）

評価対象建築物のうち超高層建築物以外のものについて、次に定めるところにより等級2又は等級1への適合判定を行うこと。ただし、建築基準法第20条各号に定める基準に適合し、かつ、ロの規定に適合している評価対象建築物は、等級1を満たすものとするができる。また、一の評価対象建築物について、階、方向又は部分により等級が異なる場合においては、それぞれの等級のうち、最も低いものを当該評価対象建築物の等級とすること。

イ、ロ（略）

1-6、1-7（略）

2~11（略）